

16 ライフライン施設対策

項目	ページ
16-1 NTT西日本熊本支店災害等対策実施細則（抜粋）	533
16-2 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社	536
16-3 西部ガス株式会社	540

16-1 NTT西日本熊本支店災害等対策実施細則（抜粋）

1 目的

この実施細則は、西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）の災害等対策規程[社長達第15号（平成25年9月27日）]（以下「災対規程」という。）に係わる西地域会社の熊本支店の対策組織としての災害対策の遂行に係わる内容を定め、熊本支店が社会的使命及び指定公共機関としての役割を果たすことを目的とする。

2 対策組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対規程の非常態勢区分により、次の災害対策組織（以下「対策組織」という。）を組織規程にかかわらず、自己判断、本社、関係組織の要請により、支店の対策組織を設置する。

災害対策本部、支援本部等の災害等対策規定による。

本社より対策組織の設置依頼を受けた時は、エリアに被災地を有しない場合でも、該当対策組織を設置する。

非常態勢	エリアに被災地を有する場合	エリアに被災地を有しない場合
警戒態勢	情報連絡室（※1）	
第1非常態勢	災害対策本部（※1）	支援本部（※2）
第2非常態勢	災害対策本部（※1）	情報連絡室（※2）
	地震災害警戒本部（※1）	情報連絡室（※2）
第3非常態勢	災害対策本部（※1）	情報連絡室（※2）
	情報連絡室（※3）	情報連絡室（※2）
武力攻撃等非常態勢	国民保護対策本部（※1）	情報連絡室（※2）
広域応援体制	災害対策本部（※4）	情報連絡室（※2）
重大事故	災害対策本部（※4）	
特別保守体制	情報連絡室（※5）	

※1 グループ会社と合同本部を設置する。

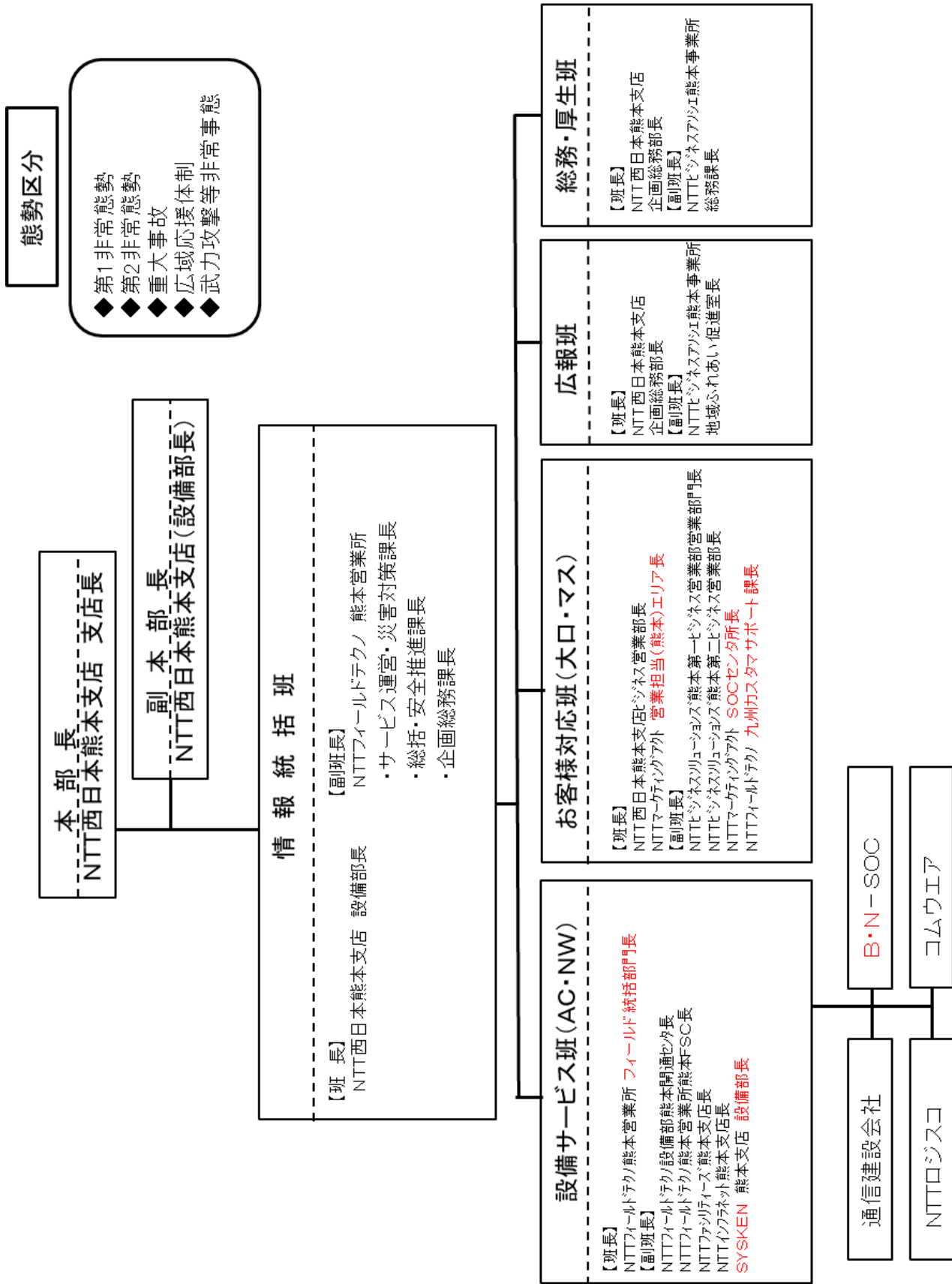
※2 NTT西日本本社の要請に基づき、支援本部、情報連絡室を設置する。

※3 社会活動に重大な支障を及ぼす故障が発生した場合及び東海地震等の注意情報が発せられた場合に設置する。

※4 必要に応じグループ会社と合同本部を設置する。

※5 イベントの規模等により柔軟に対応を行う。

参考1 NTT西日本熊本支店 災害対策本部の構成図



参考2 災害用伝言サービスの運営

1. 災害用伝言サービスの運用開始

運用指示者: 本社災害対策本部 (災害対策本部が設置されていない場合は災害対策室長等)

災 害 等		起動判断	伝言登録エリア	伝言登録可能数
地震	震度6弱以上	直ちに起動	被災した都道府県 エリア	都道府県毎に設定されて いる伝言登録可能数
	震度5強以下で 輻輳が発生して いる場合	運用指示者の指示 により起動	運用指示者の指示 による	運用指示者の指示による
他の災害	輻輳が発生して いる場合 多数の被災者が 発生している場合	運用指示者の指示 により起動	運用指示者の指示 による	運用指示者の指示による
東海地震注意情報等発出時、 東海地震注意情報等発出後運 用開始に向けた準備を行うと ともに、輻輳が発生した場合		直ちに起動	東海地震に係わる 地震防災対策強化 地域を全てカバー するエリア	

2. 災害用伝言サービスの運用終了等

① 同時に災害が発生した場合の運用について

災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板 (web171) の運用を必要とする災害が同時に発生した場合は、訓練運用を中止する。

② 運用停止について

トラヒックの集中防止を目的に導入されていることから、日々の利用状況を把握(トラヒック管理)し、伝言登録件数が1日20件以下となった場合は、速やかに運用停止の手続きを実施する。

③ 複数災害発生時の運用停止について

登録件数が1日20件以下とならない場合でも、登録件数見合いで運用停止を検討し、可能な限り新たな災害での運用とする。

16-2 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社

九州電力株式会社 防災業務計画（抜粋）

第1節 防災体制

1 防災体制の区分

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、(以下「非常事態」という。)に対処するための防災体制は次の区分による。

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合	非常体制

2 災害対策組織

- (1) 九州電力及び九電送配は、防災体制に対処する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ別表1のとおり定めておく。
なお、原子力災害との複合災害発生時の体制においては、上記の対策組織と原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害対策組織との連携を図り、的確に事態対処を行う。
- (2) 災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

第2節 対策組織の運営

1 防災体制の発令及び解除

- (1) 九州電力の社長は非常事態が発生したときは、情勢に応じた防災体制を発令する。
九州電力の支店、発電所等及び九電送配の配電事業所の長は、必要に応じ当該所管内の防災体制を発令する。
防災体制が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。
- (2) 九州電力の支店及び発電所等の長が防災体制を発令した場合は、直ちに対策総本部の長に報告しなければならない。また、九電送配の配電事業所の長が防災体制を発令した場合は、直ちに対策本部の長に報告しなければならない。解除の場合も同様とする。なお、報告先の対策組織が設置されていない場合は、別途定める部署に報告する。
- (3) 特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した支社等、発電所等及び配電事業所等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。
- (4) 対策組織の長は、管内に災害の発生するおそれなくなった場合、又は災害復旧が進行して、平常組織によって処理し得ると認めた場合は、防災体制を解除する。

2 権限の行使

- (1) 防災体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。
- (2) 防災体制が発令された場合、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。
ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 対策組織の決定権限者が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておく。

3 動員

対策組織の長は、発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4 指令伝達及び情報連絡の経路

対策組織が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別表2のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1 地方防災会議等

平常時には、担当部署が管内の防災会議等と、また災害時には対策組織が管内の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し、参加させる。

(2) 災害対策本部等との協調

この計画が円滑、適切に行われるよう要請に応じ対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

- a 災害に関する情報の提供及び収集
- b 災害応急対策及び災害復旧対策

2 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等について協定を締結する等、災害時における相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表3のとおりとする。

3 他電力会社等との協調

他電力会社、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等について協定を締結する等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

4 事業所所在地での住民との共助

事業所は、関係市町村と連携のうえ、当該地区における防災力の向上に努める。

以上

別表1

対策組織の構成と任務

[一般防災、南海トラフ地震防災]

班名	班長	任務
非常災害対策総本部 (本部) 総本部長 九州電力 社長 副総本部長 九州電力 副社長 代表委員 九電送配 社長(※1) 九州電力 副社長(※2) (危機管理官) 委員 九州電力及び九電送配の関 係本部長、副本部長	総括班 【九電送配】(※1) (系統技術本部) 技術計画担当部長 【九州電力】(※2) (BS統括本部地域共生本部) 危機管理担当部長	本部の設営、運営、連絡会議の事務、 本部指令の伝達 各種情報の収集、連絡、報告 役員特命事項、他の班に属さない 事項
	広報班 【九州電力】 (BS統括本部地域共生本部) 広報担当部長 (ES事業統括本部営業本部) 営業担当部長 【九電送配】 (電力契約本部) 契約業務担当部長	報道機関等に対する情報発信 お客さま対応 お客さま対応
	復旧班 【九電送配】 (送変電本部) 用地担当部長 工務担当部長 (配電本部) 配電担当部長 (系統技術本部) 情報通信担当部長 【九州電力】 (原子力発電本部) 原子力管理担当部長 原子力建設担当部長 (ES事業統括本部火力発電本部) 火力担当部長 地熱担当部長 (ES事業統括本部水力発電本部) 水力担当部長 (TS統括本部土木建築本部) 土木建築担当部長 (TS統括本部情報通信本部) システム企画担当部長 電子通信担当部長	総合復旧計画の樹立、応援人員の把 握及び応援動員計画の策定 電力施設の予防措置 電力システムの応急対策、他電力への融 通体制の確認、融通要請
	支援班 【九州電力】 (BS統括本部業務本部) 資材調達担当部長	資金の調達、必要復旧資機材の把握 復旧資材の確認・調達・輸送 主要道路状況の把握、復旧用機動力 の確認・調達・確保 社屋の修理対策 食料・被服の調達 医療、防疫対策 宿舍・社宅の手配、従業員対策
	予備班	総本部長の指示により応援
	(※1) 自然災害等による供給支障事故 の場合 ＊同時に九州電力が所有する 設備の事故が発生した場合 も含む	
	(※2) 九州電力が所有する設備の単独 事故の場合	

注1 本店以外の対策組織は本店に準じて定めるものとする。具体的には、支社等は合
 同の対策組織を、発電所等は個々の対策組織を定める(対策本部)。また、配電
 事業所等は合同の対策組織を定める(対策部)。

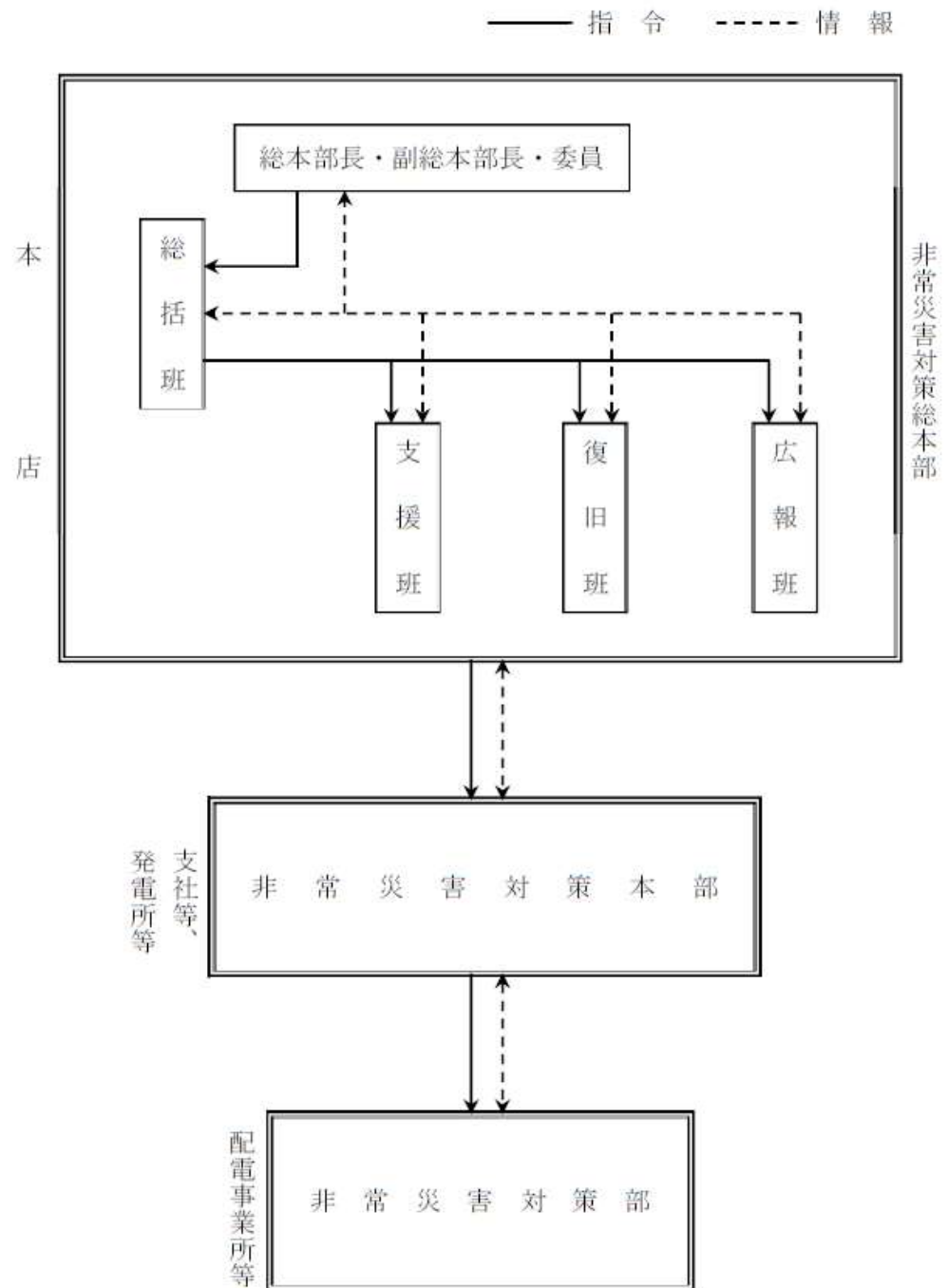
2 組織の構成は必要に応じ増減することができる。

3 予備班班長は総本部長から指名された者が行う。

別表2

指令伝達及び情報連絡の経路

[一般防災、南海トラフ地震防災]



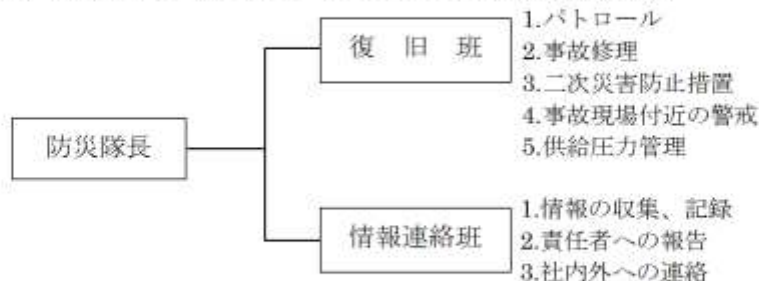
16-3 西部ガス株式会社

非常体制の組織及び業務分担

第1非常体制

① 供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



② 製造関係

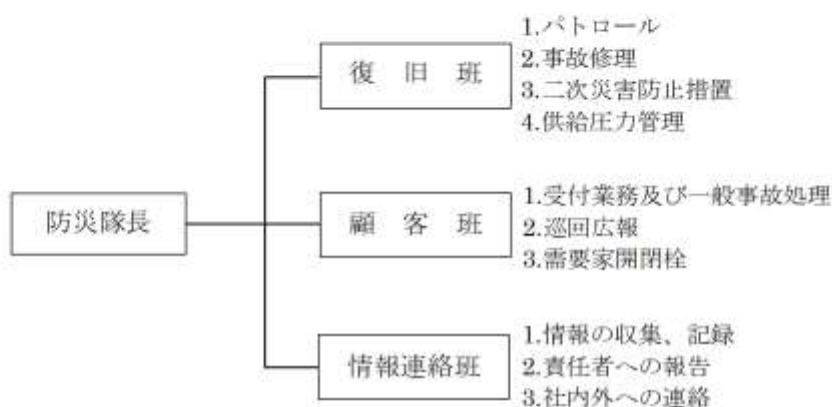
通常勤務担当者で処理できる体制



第2非常体制

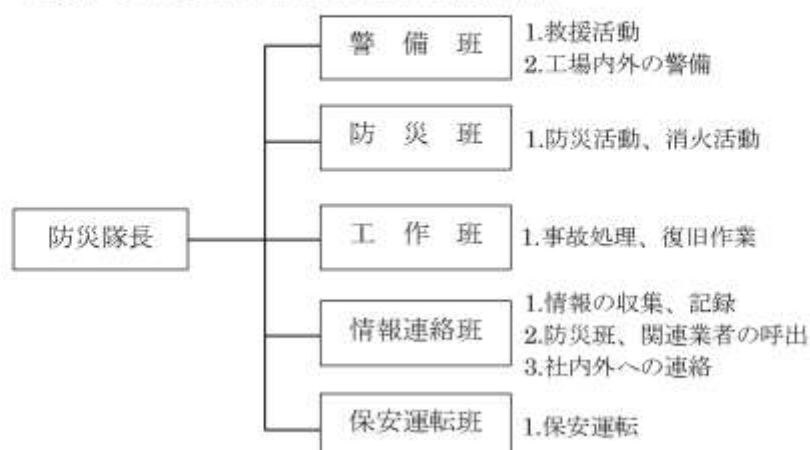
① 供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制

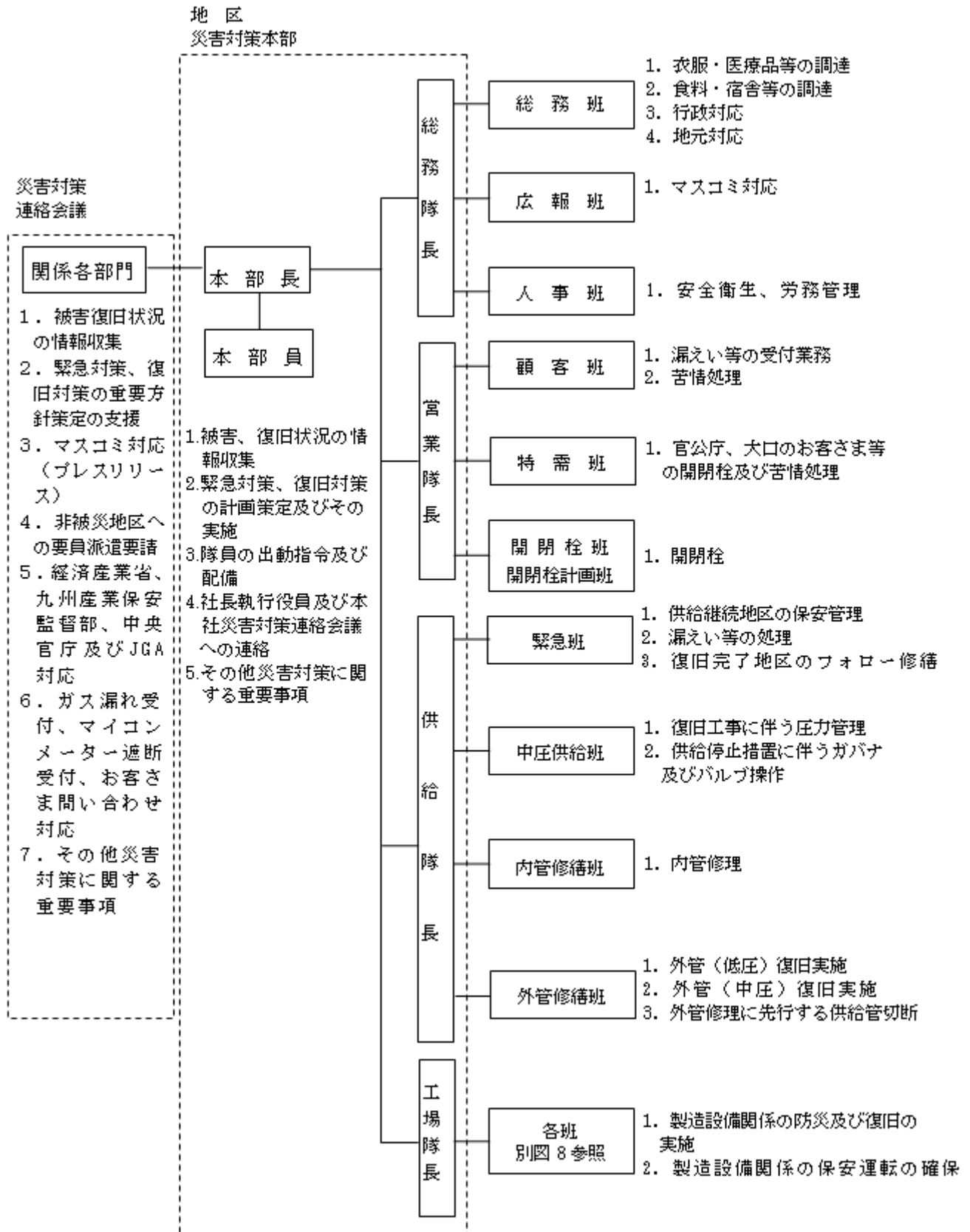


② 製造関係

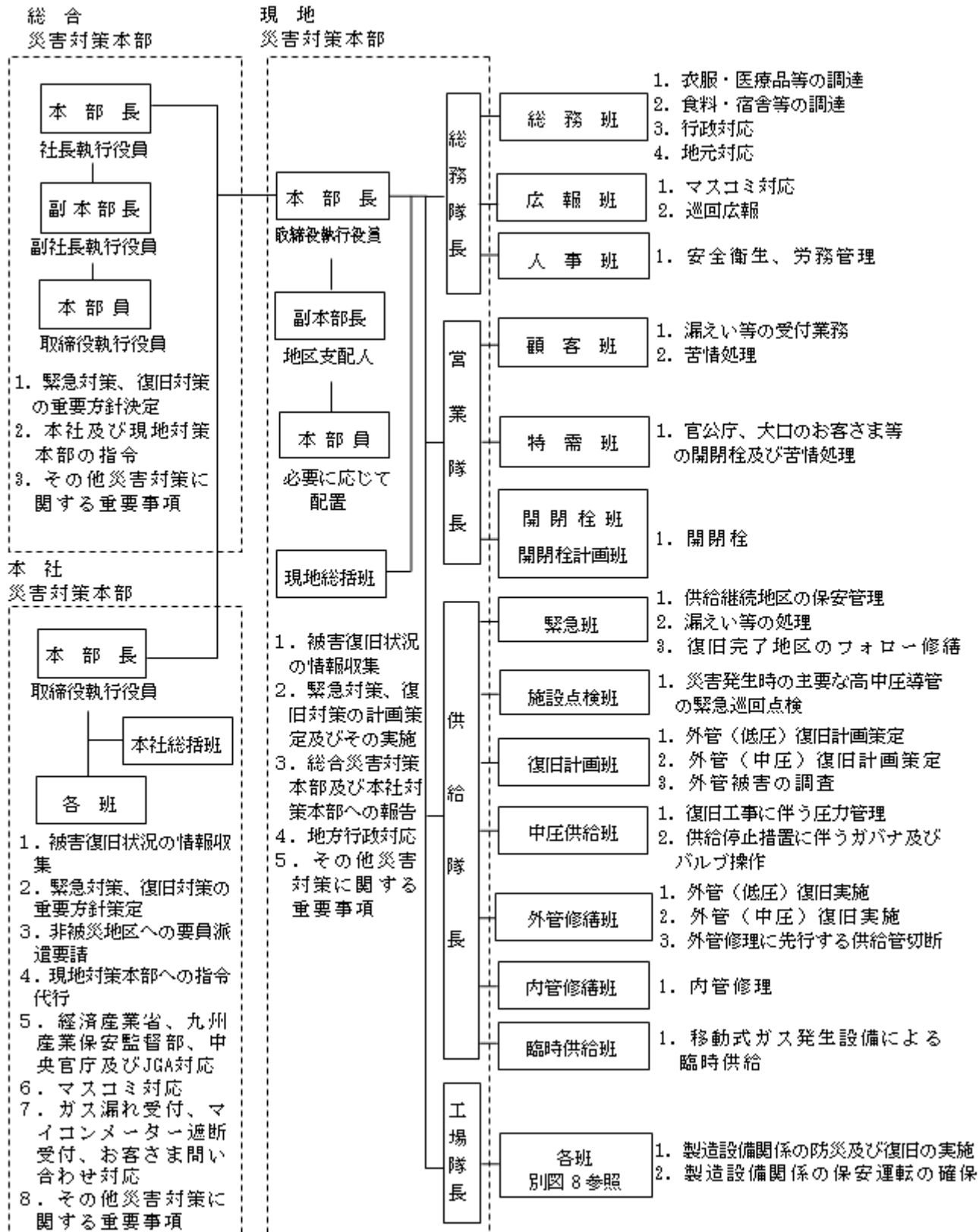
関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



第3 非常体制



総合非常体制



災害対策連絡会議（第3非常体制時）

災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区災害対策本部の災害対策活動に対して全面的に支援、補佐する。

議長		本部班	分担業務
総務広報部長		広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコ等対応 ・災害発生時の広報（お客さま・マスコ） ・ガス供給停止時の広報（お客さま・マスコ） ・復旧時の広報 ・復旧活動の記録 ・地区災害対策本部 総務隊との連携、支援
<p style="text-align: center;">【本社総括班】</p> <p>[担当業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策室の設置及び関係部門との連絡体制確立 ・経済産業省、九州産業保安監督部（常駐対応含む）、JGA等への報告及び対応 ・本部班各班情報の収集及び集計表作成 ・諸会議の開催 ・災害対応方針策定支援 ・各班へ議長の指示伝達 ・本部班間の連携調整 ・他地区、関係会社等、他ガス小売事業者への応援要請 ・役員への報告 ・社内、関係会社等への情報等の提供 ・全社復旧委員管理 ・地方行政機関(県・市等、県警・消防本部等)対応支援 		総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内における社員等の避難誘導 ・災害対策連絡会議設置に係る庶務事項 ・全社建物等被害状況の収集 ・地区災害対策本部 総務隊への要員派遣を非被災地区と調整 ・食料及び宿舍等の調達 ・前進基地、資材ヤード、駐車場等用地の確保 ・外部に対する総務的事項（協力要請等） ・地区災害対策本部 総務隊との連携、支援
		人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・社員及び家族被災状況の把握 ・安全衛生管理対策の実施 ・被服等の調達 ・社員の出勤状況等の把握
		情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム(コンピュータ、ネットワーク業務サーバ等)及び電話の被害状況の収集 ・モバイル千代の被害状況の収集 ・情報システム及び電話の復旧計画等の策定 ・情報システム及び電話等の機器の調達 ・お客さまへの出力等の電算機処理業務
		経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達 ・資金調達計画
		資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧資機材の調達 ・資機材搬送 ・現地への資材班派遣 ・代替熱源の調達
		原料班	<ul style="list-style-type: none"> ・原燃料供給会社被害状況の把握、原燃料の確保
		営業班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地営業隊の統括 ・お客さま対応 ・お客さま対応状況の把握 ・受電本数に応じた受付体制の検討、確立 ・開閉栓の復旧計画の策定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・営業隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の派遣調整 ・開閉栓進捗状況の把握 ・応援費用の積算
		供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地供給隊の統括 ・供給設備の被害状況の把握 ・緊急対策策定支援 ・復旧計画策定支援 ・臨時供給設備の数量調整 ・応援費用の積算
		供給指令センター	<ul style="list-style-type: none"> ・供給設備、製造設備の被害状況の把握 ・供給系監視制御システムの通信状況の把握 ・関係会社との生産調整 ・緊急対策（製造・供給）の策定、実施 ・ガス漏えい電話受付
		生産班	<ul style="list-style-type: none"> ・製造設備（関係会社含む）の被害状況の把握 ・緊急対策、復旧対策の方針策定 ・現地工場隊への応援計画の策定 ・LNGローリ輸送ルートの情報把握
電力班	<ul style="list-style-type: none"> ・停電、復電状況の把握 ・電力需給調整 		

（注）各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

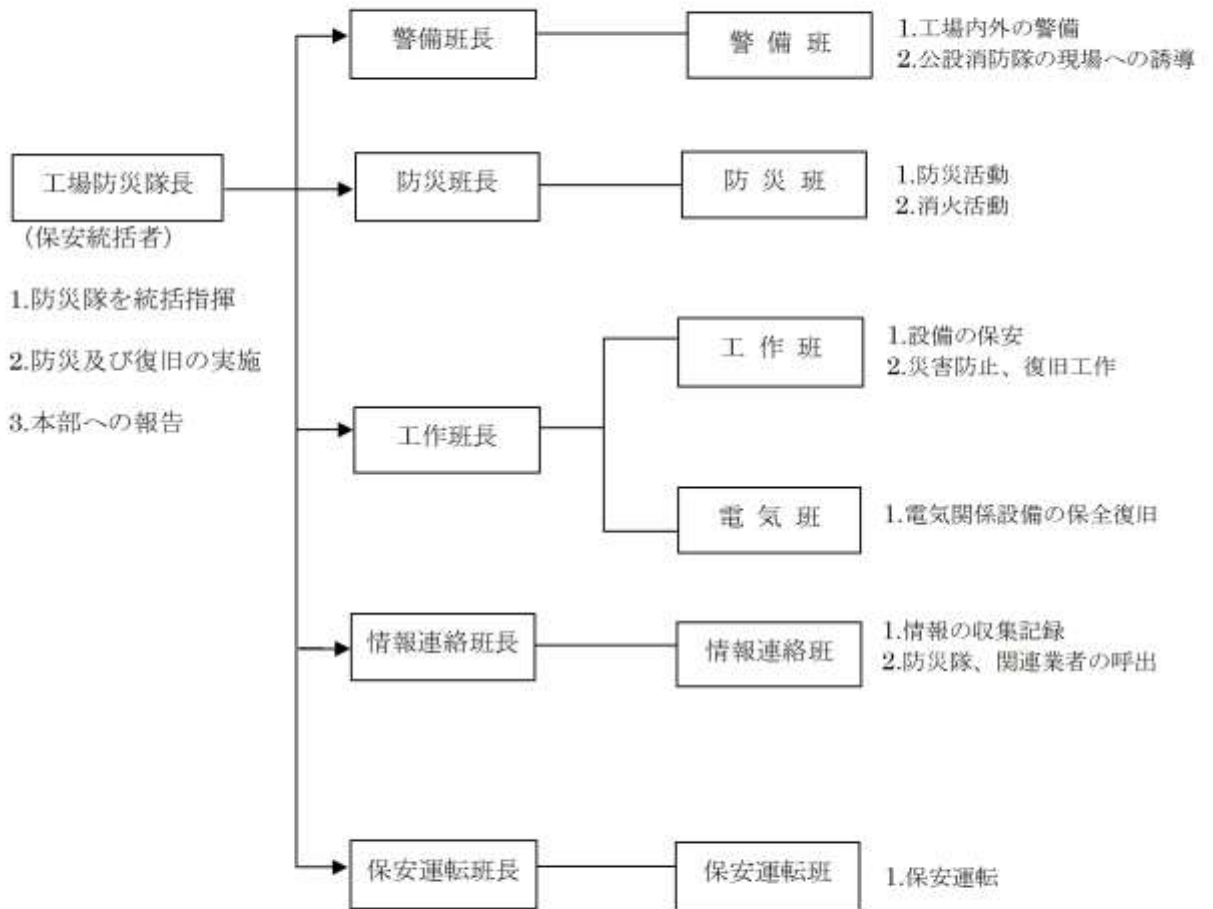
総合災害対策本部



(注1) 本部長は本部員部長の内、災害内容に応じて隊長を指名する。

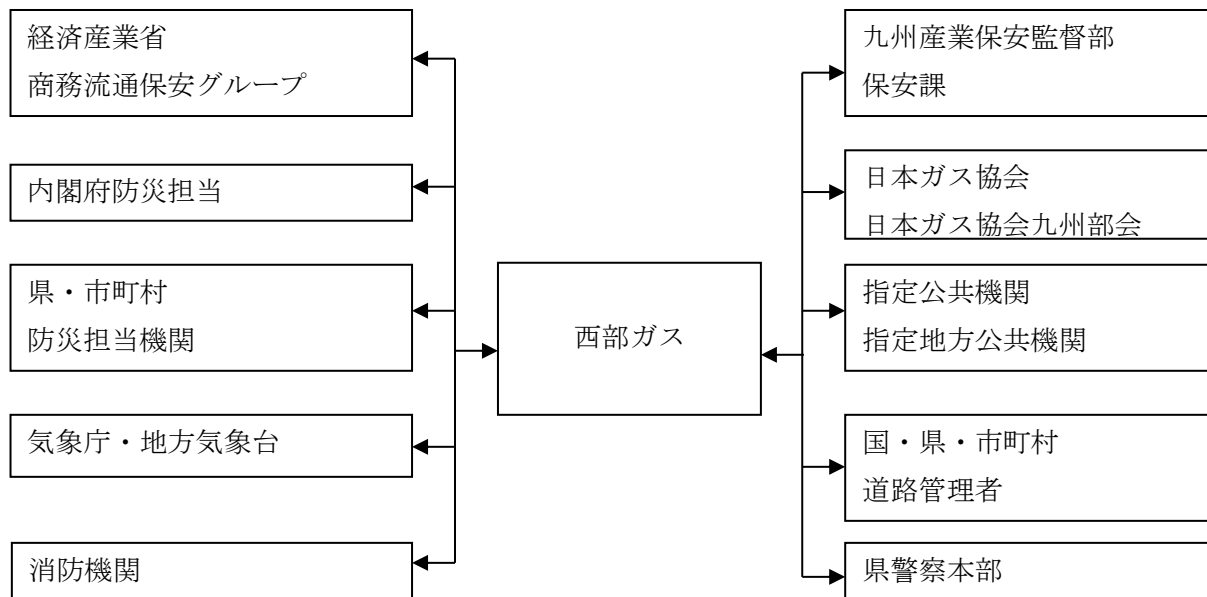
(注2) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

工場防災隊



(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

防災関係機関との連携関係図



各非常体制の責任者

	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	総合非常体制
熊本地区	熊本供給管理 C 保全 G マネージャー 熊本工場長*	熊本供給管理 C 所長 熊本工場長*	熊本地区支配人	社長執行役員

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合

(注1) 第3非常体制の責任者は地区災害対策本部長であり、総合非常体制の責任者は総合災害対策本部長である。

本部長代行者

総合災害対策本部	副社長執行役員
熊本地区災害対策本部	熊本供給管理 C 所長、熊本工場長*

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合